

かしま灘楽習塾規則

(目的)

かしま灘楽習塾は、平成18年4月1日を設立日とし、「遊び心」をもって「子供から大人まで楽しく学ぶ」をテーマに、市民が学習意欲のある限り、生涯学び続けることのできる場を提供し、その楽習を通じて市民に生きがいを高め、健全なまちづくり、人づくりに貢献することを目的とする。

第一章 総 則

(名称)

第1条 本塾の名称は、「かしま灘楽習塾」(以下「楽習塾」という)と称する。

(事務局)

第2条 楽習塾の事務局は、鹿嶋市立中央公民館内に置く。

(運営)

第3条 楽習塾の運営は、「かしま灘楽習塾規則」(以下「規則」という)に則り、教授および塾生が自主的に行うものとする。

(期)

第4条 楽習塾は、4月1日より翌年3月31日までの1年間を1期とする。

第二章 組 織

(塾の構成)

第5条 楽習塾は、教授、塾生、事務局より構成される。

2 楽習塾は、作品制作部門の第1文芸学部、舞台表現部門の第2文芸学部、教養学部とスポーツ健康学部の4学部の講座と、総合力を生かした事業を行う事業部をもって構成する。

(役員)

第6条 楽習塾に次の役員を置く。

- (1) 塾長1名、副塾長2名
- (2) 学部長1名、副学部長1または2名
- (3) 事務長1名
- (4) 顧問若干名
- (5) 塾外理事若干名
- (6) 事業部長1名
- (7) 会計監査人2名
- (8) 各学部より代表リーダー1名

(役員を選任)

第7条 前項の役員は、以下の方法で選出する。

- (1) 塾長、副塾長は、教授、博士会会員又は学識経験者の中から教授総会で選出する。
- (2) 学部長は、各学部教授会で教授の中から選出、教授総会で承認を得る。
- (3) 事務長は、教授、塾生又は事務局の中から塾長が指名し、教授総会で承認を得る。
- (4) 顧問並びに塾外理事は、塾長が必要に応じて指名し、教授総会で承認を得る。
- (5) 事業部長は、教授、博士会会員又は運営役員の中から塾長が指名し、教授総会で承認を得る。
- (6) 会計監査人は、塾長が教授、塾生又は博士会会員の中から2名指名し、教授総会で承認を得る。
- (7) 代表リーダーは、学部毎に塾生の中から選出し、教授総会で承認を得る。

(役員職務)

第8条 塾長は楽習塾を代表し、塾運営を統括する。

2 副塾長は塾長を補佐し、塾長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。

3 学部長は各学部を掌握し、その円滑なる運営に努める。

4 副学部長は学部長を補佐し、学部長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。

5 事務長は、塾長の命を受け、楽習塾全体の事務を処理する。

- 6 顧問並びに塾外理事はその見識に基づき、楽習塾の円滑運営に資する適切な助言を与える。
- 7 会計監査人は、楽習塾の会計処理を監査する。
- 8 代表リーダーは、各学部の塾生を代表し、円滑なる学部運営に努める。
- 9 事業部長は、楽習塾の総合力を生かして地域貢献できるもので、4学部の講座運営を妨げない範囲、もしくは楽習塾運営に貢献する範囲のものに限って、事業運営を行う。

(任期)

第9条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第三章 会 議

(会議体)

第10条 楽習塾が行う定例の会議体は、次のとおりとする。

- (1) 教授総会
- (2) 学部別教授会
- (3) 運営役員会
- (4) リーダー会

(教授総会)

第11条 教授総会は、教授全員をもって組織し、楽習塾の最高の意思決定機関と位置づけ、毎年1回以上塾長が召集し、次の事項を審議する。

- (1) 本規則の改廃に関すること。

定員数 教授総会は、教授の2分の1以上出席がなければ開会することができない。

議 決 教授総会の議事は出席した教授の2分の1以上を以って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

委 任 やむを得ない理由のため総会に出席できない教授は、予め委任状を提出し表決を委任することができる。

- (2) 役員の選出方法の変更に関すること。
- (3) 事業計画及び予算、決算に関すること。
- (4) 会計監査の選出に関すること。

(運営役員会)

第12条 運営役員会は、第6条の役員をもって組織し、原則として隔月ごとに塾長が召集し、次の事項を審議する。ただし、副学部長の参加は1名とし、会計監査人は含まない。

- (1) 教授の募集及び決定に関すること。
- (2) 講座の開設、継続、閉鎖に関すること。
- (3) 学部の編成及び変更に関すること。
- (4) 受講料、運営費の決定および変更に関すること。
- (5) 事業計画の立案及び実施に関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) その他、楽習塾の円滑な運営のための施策に関すること。

(学部別教授会)

第13条 学部別教授会は、各学部に所属する教授をもって組織し、必要に応じて学部長が召集し、次の事項を審議する。

- (1) 学部長および副学部長の選出に関すること。
- (2) 学部主催事業の立案及び実施に関すること。
- (3) 運営役員会への諮問に関すること。

(リーダー会)

第14条 リーダー会は、第26条で定める教授から指名されたリーダーをもって組織し、運営役員会の決定に従い、必要に応じて学部長が召集し、次の事項を審議する。

- (1) 各学部より代表リーダーの選出に関すること。
- (2) 学部主催事業の実施に関すること
- (3) 講座間の連絡調整に関すること。
- (4) 運営役員会への諮問に関すること。

(代理出席)

第 15 条 教授が教授総会、学部別教授会に出席できない場合は、リーダーが代理出席することができる。

第四章 教授

(教授の募集)

第 16 条 教授の募集は、毎年 9 月に市が発行するする広報紙「市報かしま」やホームページ等により行う。

(教授の決定)

第 17 条 教授の決定は、塾生の募集終了後、運営役員会において決定する。

(教授の責任)

第 18 条 教授は教えることを自己の生涯学習とし、楽習塾建学の理念実現のため、講座運営に対して全責任を持たなければならない。

(教授の権利・義務)

第 19 条 教授は教授総会に出席する権利と義務を負うとともに、楽習塾の規則並びに各機関の決定事項に従い、楽習塾全体の運営および事業に対し、積極的に参加する義務を負う。

2 教授は、事務局より文書等の提出を求められたときは、定められた期日内に必ず提出しなければならない。

(講師料等)

第 20 条 教授の講師謝礼金は、担当講座の受講料の一部をもって充てる。

2 教授は塾生が納付した運営費に教授負担運営費を加えた金額を遅滞なく事務局に納付しなければならない。

(教授の交替・退任)

第 21 条 教授がやむをえない事由により、期の途中において講座継続が不能になった場合は、塾長の承認を得て、代理者をもって講座を継続させることができる。

2 代理者のいない場合は、塾長の承認を得て講座を閉鎖することができる。この場合、塾生運営費は塾が、受講料は教授が塾生へ年間全講座数に対する残講座数按分で返還する。

(教授の除籍等)

第 22 条 教授が本規程及び申し合わせ事項に違反し、またその言動が楽習塾の運営に著しく障害を与え、あるいはまちづくり市民センター使用規定の遵守を怠り、塾全体の信頼を傷つけ、又はその恐れがある場合は、運営役員会において役員の 3 分の 2 以上の議決（委任状を含む）により、その講座を閉鎖し、教授を除籍することができる。

第五章 塾生

(塾生の募集)

第 23 条 塾生の募集は、募集開始日に応じパンフレットを作成し、告知の方法を工夫してその周知に努める。

2 前期に引き続き、受講を希望する塾生について、新規応募者と同じ応募手続きを行う。

3 (個人情報) 個人情報は別に定める。

(塾生の決定)

第 24 条 塾生の決定は、塾生の募集終了後、各講座の応募状況において、講座成立を確認の上、運営役員会が決定し、事務局より教授に連絡する。

2 教授は、受講希望者に講座確定及び塾生決定の連絡とともに、初回講座の連絡を行う。

(受講料の納付)

第 25 条 塾生は第 1 回講座日に、別に定める受講料及び運営費を直接教授に納付しなければならない。

(リーダー)

第 26 条 塾生のうち、教授より指名を受けたリーダーは、教授に協力して講座の効率的運営に努めなければならない。

(塾生の除籍)

第 27 条 楽習塾の円滑な運営に障害となると認められた塾生は、運営役員会の決定により除籍することができる。

第六章 講座

(教室)

第 28 条 楽習塾の講座は、主として鹿嶋市立中央公民館において開催する。

(回数・時間)

第 29 条 楽習塾の講座は、月 1 回講座又は 2 回講座と、基本は 1 回 3 時間以内とする。

2 講座内容によって、3 時間を超えざるを得ない場合は、事務局へ届け出を行う。この場合にも受講料は変えない。

(最低人員)

第 30 条 各講座の募集最少人員は、5 名とする。

(講座の決定)

第 31 条 塾生の募集終了後、運営役員会において講座ごとに開講を決定する。

(テキスト代・材料費等)

第 32 条 教授は定められた受講料の他に、塾生が負担すべきテキスト代、材料費等について、一般常識の範囲内で請求することができる。

(クーリングオフ制度)

第 33 条 受講中止を希望した場合は、事由の如何を問わず受講の撤回ができる。

開講より 2 ヶ月以内に月 1 回講座は 1 回、月 2 回講座は 2 回の受講後までに、直接教授に申し出た場合にのみ、運営費を除く受講料を直接教授から全額返還される。

2 前項を除き、事由のいかんにかかわらず受講料の払い戻しはしない。

3 講座の更新をする塾生には、クーリングオフ制度は適用されない。

(認定)

第 34 条 期の全講座日程の 5 分の 3 以上出席した塾生に対し認定し、1 単位を授与する。

第七章 報奨制度

(学位)

第 35 条 本楽習塾は塾生が生涯にわたって継続的に学習することを奨励するため、塾長は修得の単位が 15 単位に達した塾生に対し、「かしま灘楽習塾博士」の称号を授与する。

2 また、項目 1 の該当者には「かしま灘楽習塾博士会」の会員資格を与える。

(名誉会員)

第 36 条 本楽習塾のいずれかの講座を 10 年期以上在籍した教授に対し、「名誉教授」の称号を授与する。

2 退任した塾長、並びに教授総会において本楽習塾の運営にあたりその功績が顕著と認める者に「かしま灘楽習塾賞」を授与する。

3 また、項目 1、2 の該当者には「かしま灘楽習塾博士会」の名誉会員資格を与える。

第八章 会計

(会計年度)

第 37 条 楽習塾の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(支出・所管)

第 38 条 塾の会計は、「運営費」、及び「その他の収入」の楽習塾収入に加え、「事業部収入」をもって充て、運営役員会で定めた予算にもとづき、事務長が所管する。

2 事業部収入は、楽習塾収入とは別会計にして収支報告を明示し、処理する。

(監査)

第 39 条 (削除)

(決算報告)

第 40 条 楽習塾の決算報告は、教授総会で承認された後、全塾生及び教授に対し、文書により行う。

2 文書の形態は運営役員会において決定する。

第九章 附 則

(期中の入塾)

第 41 条 期中に入塾希望者が出た場合、教授の許可があれば楽習塾規則にもとづいて入塾を認める。

2 入塾希望者及び教授は次の手順に従って事務手続きを行い、すべての手続きが完了した時点で入塾が認められる。

(1) 入塾希望者は、教授より期中入塾の許可を得た後、事務局に別に定める入塾願いを提出すること。

(2) 入塾希望者は、出席最初の講座日に運営費の全額と受講料の全額を、教授を通して納付しなければならない。

(3) 教授は、塾生より徴収した運営費に教授負担運営費を加えた金額の納付と、塾生追加後の名簿を遅滞なく事務局に提出しなければならない。

3 期中入塾の塾生には、クーリングオフ制度は適用されない。ただし、期の全講座日程の5分の3以上出席すれば、1単位を授与する。

(禁止条項)

第 42 条 教授及び塾生は、楽習塾において次の行為を行ってはならない。

①特定の政党、または特定の候補者に対する選挙運動

②特定の宗教団体に対する布教運動

③営利的行為

(特例) 第 43～45 条を第 43 条へ開講時として整理

第 43 条 平成 18 年度は、10 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの半年間を 1 期とする。

2 平成 18 年度は、7 月 20 日の「市報かしま」などにより、塾生を募集する。

3 平成 18 年度に限り、第 34 条の出席率未達でも「修了証」を交付する。

第 44 条 非常時における規則の修正については運営役員会において決定する。

第 45 条 平成 18 年度/令和 2 年度に限り、第 34 条の出席率未達でも 1 単位を認定し交付する。

(施行日)

第 45 条 本規則は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

(改定日)

第 46 条 本規則は平成 19 年 3 月 31 日に改訂し、同日より施行する。

2. 本規則は平成 20 年 3 月 15 日に改訂し、4 月 1 日より施行する。

3. 本規則は平成 20 年 7 月 12 日に改訂し、同日より施行する。

4. 本規則は平成 23 年 4 月 17 日に改訂し、同日より施行する。

5. 本規則は平成 23 年 9 月 25 日に改訂し、同日より施行する。

6. 本規則は平成 24 年 3 月 11 日に改訂し、4 月 1 日より施行する。

7. 本規則は平成 25 年 3 月 10 日に改訂し、同日より施行する。

8. 本規則は平成 26 年 3 月 9 日に改訂し、同日より施行する。

9. 本規則は平成 27 年 3 月 14 日に改訂し、4 月 1 日より施行する。

10. 本規則は平成 30 年 3 月 11 日に改訂し、4 月 1 日より施行する。

11. 本規則は平成 31 年 3 月 30 日に改訂し、4 月 1 日より施行する。

12. 本規則は令和 2 年 3 月 31 日に改訂し、4 月 1 日より施行する。

13. 本規則は令和 3 年 2 月 21 日に改訂し、遡って令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

14. 本規則は令和 4 年 6 月 26 日に改訂し、同日より施行する。

15. 本規則は令和 5 年 2 月 26 日に改訂し、同日より施行する。

16. 本規則は令和 5 年 6 月 25 日に改訂し、同日より施行する。